

所得の種類とその概要

所得の種類		所得金額の計算方式
総合課税	給与所得	給料、賃金、賞与など 収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額
	事業所得（営業、農業、その他の事業）	事業をしている場合にその事業から生じる所得 収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
	不動産所得	地代、家賃など 収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
	配当所得	株式や出資金の配当、証券投資信託の分配金など 収入金額 - 株式などの元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
	一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金など 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（最高50万円） = 一時所得の金額 ※総所得金額に算入する金額は、上記一時所得金額の1/2になります。
	雑所得（公的年金等）	公的年金、原稿料など 次の①と②を合計した金額 = 雑所得の金額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①以外で他の所得にあてはまらない所得の収入金額 - 必要経費
	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 収入金額 = 利子所得の金額
	譲渡所得	分離譲渡以外の資産の譲渡 収入金額 - 資産の取得費 - 譲渡の経費 - 特別控除額（最高50万円） = 譲渡所得の金額 ※総所得金額に算入する金額は、上記譲渡所得金額の1/2の額になります。（長期譲渡所得のみ）
分離課税	譲渡所得	土地、家屋などの資産の譲渡 収入金額 - 資産の取得費 - 譲渡の経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
		株式等有価証券の譲渡 申告分離課税と源泉分離課税があります。
	先物取引に係る雑所得等	金、大豆などの先物取引から生じる所得 申告分離課税
	退職所得	退職金、退職手当など (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
山林所得	山林（立木）を売った場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（最高50万円） = 山林所得の金額	

非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、市民税・県民税の課税の対象にはなりません。

・代表的な非課税所得

- ① 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- ② 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は最高月額15万円まで）
- ③ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ④ 雇用保険の失業給付

給与所得の計算

給与所得については、必要経費に代わるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

(速算表)

給与所得速算表	給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
	～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円 ～ 6,599,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 ～	収入金額 - 1,950,000円	

公的年金等（雑所得）

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、所得として取り扱われます。公的年金等の所得の金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

* 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方

(速算表)

受給者の年齢	収入金額	所得金額
65歳以上	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ～	収入金額 - 1,955,000円

※65歳以上であるかどうかの判定は、収入のあった年の12月31日現在の年齢によります。